

○所沢市審議会等の委員選任要綱

平成7年7月1日要綱

改正

平成14年3月27日

平成15年3月31日

平成25年3月29日

平成26年3月31日

平成26年11月21日

平成27年3月31日

平成29年3月31日

平成29年4月1日

所沢市審議会等の委員選任要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関及びその他の会議体（以下「審議会等」という。）の委員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(対象としない会議体)

第2条 次に掲げる会議体は、この要綱の対象としない。

- (1) 職員の研修、教育を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 市職員、関係行政機関、関係団体及び利害関係者のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的として設置されるもの
- (3) 市職員のみ又は市職員及び関係行政機関のみで構成されるもの

(年齢の上限)

第3条 審議会等の委員の年齢の上限は、在任期間終了日において75歳とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合
- (2) 専門分野の学識経験者を委員とする場合であって、他に適任者が見当たらない場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由がある場合

(在任期間)

第4条 審議会等の委員の在任期間は、一の審議会等について10年以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合
- (2) 専門分野の学識経験者を委員とする場合であつて、他に適任者が見当たらない場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由がある場合
(兼職件数)

第5条 審議会等の委員が他の審議会等の委員と兼ねることができる件数は、3件以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合
- (2) 専門分野の学識経験者を委員とする場合であつて、他に適任者が見当たらない場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由がある場合
(女性委員数)

第6条 一の審議会等の委員数のうち、10分の4以上は女性委員とするよう努めるものとする。

(公募の委員)

第7条 一の審議会等の委員数のうち、5分の1以上は公募による委員とするよう努めるものとする。

(市議会議員の委員の制限)

第8条 市議会議員は、原則として審議会等の委員に選任しないものとする。

(市職員の委員の制限)

第9条 市の職員は、原則として審議会等の委員に選任しないものとする。

(委員名簿の一元管理等)

第10条 審議会等の委員の名簿の管理は、経営企画部企画総務課において一元管理するものとする。

- 2 審議会等を所管する課等の長は、審議会等の委員を選任しようとするときは、その基準に適合するか否かについて、あらかじめ経営企画部企画総務課に協議するものとし、選任に係る決裁を受けようとするときは、同課に合議するものとする。
- 3 審議会等を所管する課等の長は、審議会等の委員を選任したときは、当該審議会等

の委員に係る審議会等委員名簿（別記様式）を作成し、直ちに、経営企画部企画総務課に送付するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後にその任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則（平成10年4月9日）

この要綱は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の所沢市審議会等の委員選任要綱第4条及び第5条の規定は、この要綱の施行の日以後にその任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則（平成14年3月27日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月21日）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

